

労働者派遣法に基づくマージン率について

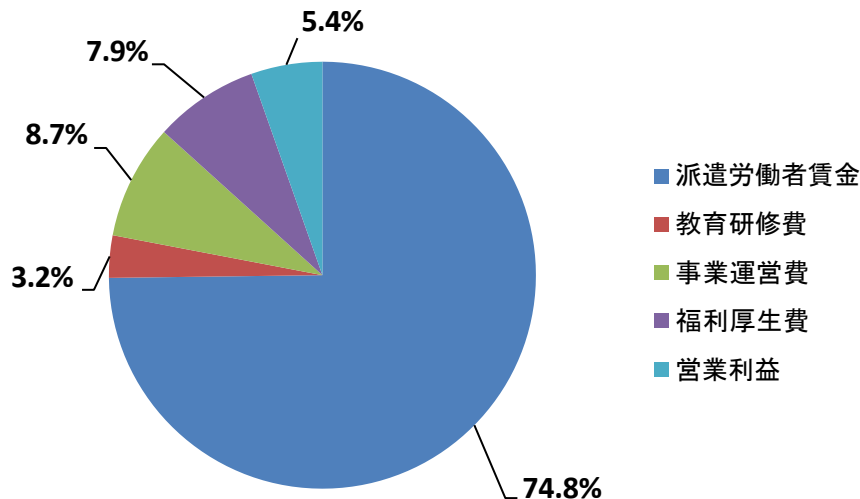
2012年10月1日付改労働者派遣法第23条第5項により、マージン率を下記のとおり公開します。

— 記 —

1. 労働者派遣法に基づく公開情報

労働者派遣者数	1人
派遣事業所	1件
1人1日あたり労働者派遣料金	380,000円
1人1日あたり派遣労働者の賃金	275,000円
マージン率	27.7%

2. 派遣料金の内訳



3. 派遣料金の詳細

・教育研修費

各種教育(情報セキュリティ、品質、環境)、新入社員研修、階層教育(マネージャー研修、リーダー研修、中堅研修、技術研修、ビジネスマナー研修)

・事業運営費

広告宣伝費、採用活動、旅費交通費、通信費、水道光熱費、地代家賃、開発PCやサーバーなどの設備の充実など

・福利厚生費

各種社会保険(健康・厚生年金・雇用・労災)、慶弔見舞金、資格取得支援、永年勤続表彰、会社イベント、社員旅行など

4. 派遣労働者のキャリア形成支援に関する事項

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
IT基礎研修	雇入時	OJT・OFF-JT	無償・有償	有給・無給
リーダー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
レビュー技法研修	待機中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口および連絡先

相談窓口: 潘 振宇 電話番号: 03-6262-3768

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する

労使協定締結 : 締結している

労使協定対象労働者の範囲 : 全ての派遣労働者

労使協定の有効期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで